

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第

卷九十三第

行發日一月九年九和昭

論叢

所得の綜合累進課税に就きて……………法學博士 神戸正雄
 貨幣の將來效用について……………文學博士 高田保馬
 農業生産過程に於ける協同化……………經濟學博士 八木芳之助

時論

遊資の増加とその歸趨……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

勞働管理官の職能に就いて……………經濟學士 大塚一朗
 金爲替本位様式の展開に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
 取引所の公定する相場に就て……………經濟學士 今西庄次郎

說苑

公式に依る累進に就いて……………經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

金爲替本位様式の展開に就いて

松岡孝兒

一 序 言

金爲替本位は世界大戦後特に論議され、今日も尙ほ盛んに論議されつつある問題である。しかしさうだからと云つて、私はそれが斬新的な存在だといふのではない。その濫觴は相當古く、已に十七世紀後半におかれるものである。^{*}此點はグレゴリーが「最近の通貨制度を理解するに於いて存する一切の困難は、古き時代の單純簡單なものから生成せる事實より導かれる」といへる言葉がよくその實相を語つてゐる。従つてこの意味よりして、私は徒に今日、金爲替本位に對する理解に難色を示す前に、一應、凡そ世界大戦前に於ける金爲替本位は如何なるものであつたかを検討し、更にこれに基いて、それが現段階に於いて如何に展開してゐるかを把握せんとするの必要極めて大なるものあるを大いに信ぜんとするものである。

勿論ここに金爲替本位といつても、その意味するところは必ずしも常に一定せるものではない。²⁾しかしただその間に於いて、共通性として認められ得るものがないではない。何であるか。それは常に金使用の制限なる特性の存在すること即ちこれである。

^{*}) Subercaseaux : Le papier-monnaie, pp. 38-39.
¹⁾ Gregory, T.-E. : The Gold Standard and its Future, Chap. I.
²⁾ 山崎覺次郎 : 經濟原論、昭和九年版 pp. 103-104.
³⁾ Pétritz, M. : Gold Exchange Standard et ses déviations, 1934, p. 17.

元來、金爲替本位なるものは金本位の一種である。⁴⁾従つて金爲替本位に關する問題はその見方の基準は之を金本位に置くべきである。今金本位に於ける金貨の使用制限に關する特性を有するものが、金地金本位であるといひ得るならば、金の使用制限に關する特性を有するものは、即ち金爲替本位であるといふことは、大した言ひ過ぎではないであらう。此點よりしてある論者のごとく、金地金本位を以つて金爲替本位の特定なる場合であるとするがごときは、偶々金爲替本位が金本位の一種であり、金爲替本位の見方の基準は金本位にあるものであることを忘れたるものであつて、かくのごときは正に首足顛倒の見といはなければならぬ。⁵⁾

金爲替本位の特性が以上述べたるがごとくであるとし、私が取扱はんとする點がこの金爲替本位様式の發展であるとするとき、私が以下特にたち入つて主張せんとするのは、この金爲替本位の様式が、その成立の當初よりみて一の發展的傾向をとりつつあるといふことである。⁶⁾簡單に之が理由を述べやう。

惟ふに資本主義制經濟組織の發展は、必然的に金融資本の出現、並にその發展を齎した。しかもその間に於いて、利潤を追及する資本は、その性質として、終始利潤獲得の確實性と安定性を要求し、之に基いて金又は之に準ずるものが、貨幣單位の基準として採用された。かくてこれらの事情が、遂に金の缺乏せる國又は金の使用を節約せんとする國に於いて、金爲替を金と等しきものとし、之をば發行準備に用ひ、また用ひざるを得ざるに至つた。⁷⁾

4) 山崎覺次郎：上掲書、p. 102.

5) Pétritzki, M.: op. cit. p. 8.

6) 此點に關して山崎博士は其の著「經濟原論」に於いて、金爲替本位制が爲替の安定を目的とするものなることを説明したる後、「最近ニ於テハ、金爲替本位制の中央銀行之亦金爲替本位制ト稱セラル」と述べてゐるが、私見に於いては、

しかしこの金爲替が、發行準備として用ひられるに至つたのは、金が發行準備として用ひられたことから直接發展し來つたものではない。其間に之を無視し得ない一の過程がある。如何なる過程であるか。

凡そ金爲替が、かくのごとき發行準備として用ひられるに至つたのは、已に我々の貨幣的經驗に於いて、金爲替が爲替價值安定維持のため、國內銀行券に對して兌換され、そのかぎり、金爲替は金と同視されたるの事實に基く。更に立ち入つて説明を加へると、資本主義制經濟組織の發展と共に、金本位制は益々資本利潤追及の確實性及び安定性確保の特色を發揮し、貨幣本位上に於いて重要な地位をば占めたのであるが、その必然的發展は遂に金の缺乏せる國又は金を節約せんとする國に對し、金爲替を以つて金と同じものとして之を兌換準備に使用することを認めるに至つた。金本位による經濟的優位國は、之によつてその利潤獲得の確保並に安定を企圖し得、その間金爲替が専ら金爲替本位國の爲替安定に用ひられたことから、即ち金爲替により對外的に兌換を行つたことから、遂に對內的にもこれを兌換準備として用ひんとするの傾向を生じた。此の事情が一たび上述せる傾向にある諸國に於いて、對內的に金爲替と金との等しきものたることを利用せんとするの事情をおこすに至るや、此等の勢の赴くところ、遂に金爲替を以つて、中央銀行の發行準備とするに至つたものである。

重ねて説明を加へる。

7) 兩者は金爲替本位が必然的に採らざるを得なかつた發展的過程に於ける内容を語るものである。山崎覺次郎：上掲書 pp. 106-107

本來金爲替の存在は、對外決濟關係に於いて用ひられたものであり、その目的は専ら爲替の安定を維持するにある、即ちそれは原則として貨幣本位が金によつた時代に於いて、金爲替を通じてその爲替變動の幅を少くする、即ちその幅を金の輸出入點の間に制限するといふことがその主たる役割であつた。然るに其後金爲替は、常に對外的に爲替安定に用ひられたばかりでなく、更に又對內的に謂はゆる中央銀行の發行準備として、その銀行券發行に關係するに至り、かくて金爲替は國內的には金と等しいものと見做され、對内通貨發行の準備としても亦使用されるに至つた。要するに金爲替本位採用當初に於ける金爲替は、爲替のための金本位であるに對し其後に於いて發展せる金爲替本位は、謂はゆる金の爲替本位であるといひ得られる。此等の展開の解明、これ即ち私の以下に於いて試みんとするものである。

二 謂はゆる爲替のための金爲替本位の様式

ここに爲替のための金爲替本位とは、爲替安定のために金爲替を用ふる金本位の意味である。上述せるごとく、金爲替本位の存在は、金本位の存在を前提とするものである。従つて爲替安定のために金爲替を用ふる本位の存在は、それ自體獨立的に成立せるものではなく、已に爲替決濟のために金を用ふる金本位の存在を前提とするものである。この前提された金本位こそは、謂はゆる本來的金本位である。然らば之に對し、爲替安定のための金爲替本位は如何なる場合に用ひら

*) 換言すれば金爲替の發展は對外的金の缺乏乃至節約から更に對內的金の缺乏乃至節約に移らざるを得なかつた事情の展開による。

れたものであるか。

已にのべたるがごとく、ここに論議せんとする爲替のための金爲替本位が、貨幣本位制として成立したのは、古く十七世紀の昔であるといはれる。併しながらこの金爲替による爲替安定なるものは、貨幣本位が成立せるその當初から盛んに行はれたものではない。之を達観すると、世界大戰前までは總じて専ら金が爲替安定の役割をつとめた。ただその間に於いて特定の經濟事情にある國に於いてのみ、この金爲替を以つて金と同視し、金によつて企てられた爲替の安定を金爲替によつて行つてゐたものである。

然らばかくのごとき金によつて特に爲替の安定をはかり、それが次いで金爲替によつて安定されるに至つた場合は如何なるものであるか。その主要なる場合は次の三つのそれである。

(イ) 第一は銀本位國にして、國內通貨に對して銀を、爲替に對して金を準備せる場合であり、(ロ) 第二は紙幣本位國にして、爲替の安定を維持し、對外關係の兌換を金によつて確保せんとする場合であり、最後に

(ハ) 第三は金本位國にして、金節約のため金使用を制限する場合である。更に説明を加へる。

(イ) **銀本位國の場合**——周知のごとく、一八九〇年代に於ける金生産の増加は、七〇年代に於ける銀下落と相ならんで、金銀の法定比價と市場比價との著しい相違を生ぜしめた。この事情は銀單本位國にとつては最も深刻なる不況を齎せるものであり、金銀比價の變動に基く銀本位國爲

替の動搖は、たえず銀本位國の對外關係をなやましたのみでなく、更に金本位國による投資の安定をも阻害した。併し銀本位國が、銀を離脱することは、その對内貨幣價値の安定上不可能であつた。ここに専ら對外的に爲替を安定するため、金による兌換を認めるに至つた事情が存する。

かくて、此等の事情を最も尖銳化したものの一つは、極東、即ち特に印度、フィリッピン、海峽植民地等々の例である。今印度についていへば、一八九三年ロンドンに於けるハアシエル委員會の報告が著聞してゐる。その報告が發表された後一八九三年六月二十六日の法律は、銀貨ルウビイの自由鑄造を廢止しこれと共に一ポンド一五ルウビイの割合に於いて爲替を安定せしめるに至つた。ルウビイはこれによつて、銀の價格變動による影響を離脱したのではあるけれども、しかしその公定相場は依然として變動を免れず、その爲替安定のために謂はゆる特別なる資金の設定を必要とした。この事情に基き、一八九九年遂に爲替安定のための金準備が認められ、これによつて金に對する銀貨ルウビイの兌換比率を改定し、更に爲替の安定を確保せんとするに至つた。ただかくのごとき場合に於いて、銀本位國は對內的に二つの條件を認めなければならぬ。その第一條件は、銀本位國に於ける銀貨の流通量を増加しないといふことであり、第二條件は、銀本位國の貿易上のバランスは平衡し、金の輸送によつてその平衡が保たれる必要がないことこれである。印度は此點先づ銀貨の自由鑄造を廢止することによつて第一條件をみたしたが、更に印度の經濟は對英バランス關係に於いてむしろ貸方勘定であつたので、そのかぎり第二の條件をもみ

9) Pétritz: op. cit. pp. 25-26; Icard: Un nouveau régime monétaire, Gold Exchange Standard, pp. 30-32.

たした。

此の事情はフィリッピンに於いても同様であつた。¹⁰⁾ 北米合衆國に於けるこの問題に關する委員會は印度の場合のごとく、銀價値の下落を防ぎ、新貨幣單位の平價を維持するため、金準備の設定を主張し、フィリッピン貨幣及び金の一定比率に於ける兌換を確保すべき爲替局又は兌換金庫の設立を主張した。

要するにこの段階に於いて、銀本位國が運用せる金は、之によつて銀本位國が十九世紀の第四半期前後より受けた銀の異常なる下落に基く爲替下落を防ぐために用ひられたものであることは、これを上述せる實際より見て極めて明かである。

(□) 紙幣國の場合——紙幣國が爲替安定を確保するため、金を準備せるその兌換金庫により、その目的を達せんとしたことは、已に一八六七年アルヂエンチンが實行したところである。¹¹⁾ これによつて金一ペンは紙幣二五ペンの比率に於いて安定し、以つて爲替安定の實をあげた。然るに爲替の變動は、其後一八九九年にその比率を改定せざるを得ざるに至り、ために新兌換金庫が設定され、新規準によつて紙幣の兌換が行はれた。これも亦爲替安定が金によつて行はれた一つの場合である。

金による兌換金庫の設定により、紙幣を金に對して兌換し、これにより爲替安定の目的を達した他の例にブラジルのそれがある。¹²⁾

10) Pétritz: ap. cit. pp. 26-27.
11) Pétritz: op. cit. pp. 27-28.
12) Pétritz: op. cit. p. 28.

(八) 金節約國の場合——金本位國でありながら、金節約のため、金は専ら之を對外爲替安定に

用ひる場合、是れ即ち第三に於いて述べんとするそれである。

例へば世界大戰前に於いて、エヂプトは金單本位國であつた。¹³⁾従つてエヂプトに於ける發行準備は金であつた。然るに世界大戰の勃發は、イギリス本國をしてその金に對する必要並に輸送危険により、金の輸送を中止せざるを得ざるに至らしめ、かくて金はエヂプトに於いて、専らこれを爲替安定のために使用するに至つた。

同様の事情はオランダにも起つた。¹⁴⁾即ちオランダ銀行は金買入を一キログラム一六四七フロリンにて行ひ、爲替が金輸出點以下に下落するときは、金の引渡により之を恢復した。

かくのごとく印度に始まり、オランダに終る多くの實例に於いて示された根本的觀念は、何れの場合に於いても、一國に於ける爲替安定を圖らんとするときは、金によらなければならぬといふこと、即ちこれである。従つて爲替が金輸出點に近づくときは、金によつてその金輸出點の超過を防がなければならぬ。

然るに我々の経過せる貨幣的經驗は、その間に於いて一の示唆を與へた。何であるか。即ちその貨幣的經驗に於いて、金に等しきものに金爲替があるといふ考方、換言すれば金爲替を以つて金の代位者であるとする見方の成立が、ここに爲替の安定は金のみでなく、金爲替によつても亦

13) Pétritz: op. cit. p. 29.

24) Pétritz: op. cit. p. 30.

確保されんとするの見解を認めるに至らしめたことこれである。

これによつて爲替安定は、金爲替によつて行はれるとされ、金爲替の所有者は爲替の安定を企圖し得、又企圖しなければならなくなつた。しかして金爲替は發券銀行之を所有し、これが引渡しを行ふものであるかぎり、換言すれば發券銀行は金爲替を以つて對外的兌換を行ひ、之によつて爲替を安定せしめんとするかぎり、發券銀行は爲替の統制を行ひ、出来るだけ安定せる貨幣、即ちそれ自體直ちに金に兌換され得る貨幣の所有を企圖するとともに、更には自國に對し貿易バランスが輸入超過を示せる國の爲替を所有するに至る¹⁵⁾。

此等の事情は、發券銀行の所有する金爲替をして、金と同視し、之を對外的兌換に用ひ、之によつて爲替の安定を圖つてゐたものが、つひに對内的にもこの原則即ち金爲替と金との同視に基く兌換準備適用の可能性を認めしめることとなつた。これより金爲替は中央銀行の對内通貨發行準備として認められるに至り、ここに金爲替本位なるものの形式が爲替のための金爲替本位から發行準備としての金爲替本位となるに至つた。

中央銀行が、かくのごとき點から金爲替本位統制の實をあげるため用ひた爲替取引規定を列擧することは興味ある問題である。最近爲替取引統制に關する問題は、一九三一年七月、ドイツ及びオオストリヤに行はれて以來、殆ど各國に行はれてゐる¹⁶⁾。併し今一々述べる餘裕はない。

15) Pétritz: op. cit. p. 31.

16) Cfr. League of Nations: World Economic Survey, 1932, pp. 285-290.

以上爲替本位なるものは、本來金本位制度下に於いて、爲替安定形式として實現されたものであるが、更にそが資本主義制經濟組織の發展特に金融資本の發展より、必然的に發行準備形式に進み貨幣の對内價値の安定にまではいりこまなければならなくなつたことを述べた。此點、金爲替本位は、その當初に於いては、貨幣の對内價値と何等直接的關係を有つたものではない。たとひ一步讓つて關係ありとしても、それは極めて間接的なものにすぎなかつた。即ち金爲替が金の代位者として爲替を安定せしめ、その爲替の安定せる結果が國民に信認を與へ、そのかぎりに於いて金爲替本位が間接的に貨幣の對内價値の安定に影響を及ぼしたといふに止まつてゐた。然るに今は直接に關係を有つに至つた。

また金爲替に對する中央銀行の統制が、一度行はれるに至るときは、そのかぎり、純粹なる金本位に於ける自動的機構は、その存在を失ひ、謂はゆるリカードによる國際貨幣價値の自動性は否定されるに至る。この金本位制に於ける自動性の否定は、他面に於いて、益々金爲替の統制を必要とするものであり、それはまた更に進んで金爲替を通ずる對内貨幣價値安定可能への問題を注意せしめるに至つた。即ち發行準備の全部又は少くも一部をば金爲替を以つてみたし、これによる金融統制を通じて、最も容易に金融資本主義の推進しゆく經濟組織の管理を把握せんとするの傾向これである。實際今日我々はその好むと好まざるとに拘らず、統制經濟の方向に向ひつつある。このことは正に世界をあげて然りである。資本主義經濟發展行詰りへの切札的活動のあらは

れんとするところ、金融資本の觸手の延びるところ、ブロック經濟曙光の映ゆるところ、そこに我々は金爲替本位に對する呼かけの次第に高まり來る根本的原因が横はつてゐるものと見る。私は更に項を改め、發行準備としての金爲替本位が如何に各國に於いてその特性を發揮してゐるかを説明せんとするものである。

三 發行準備としての金爲替本位の様式

金爲替本位が、資本主義制經濟組織に於いて、爲替のための金爲替本位として成立するため、如何なる過程をとつたか、又とらなければならなかつたかといふ點については已に述べたところである。私は以下に於いて、更にかくのごとき資本主義制經濟組織の客觀的狀勢の下に、發行準備としての金爲替本位が、如何なる特性を有つかについて述べる。

既に述べたるが如く、金爲替本位なるものは、金の使用制限を以つてその特性とする。かくてその結果としてまづ考へられなければならないものは、如何なる程度に於いてその制限の實をあげるかといふ點の規定にある。ここに發行準備として、金と金爲替との比率決定に關する問題がおこる。更に又金爲替の特性が、金の使用制限であるといふ點からして、如何なる性質の金爲替を用ふべきかといふ點に注目が向けられなければならない。尙又かくのごとき金爲替が發行される國は、如何なる關係の國に限らるべきであるかといふ點の論議も提出されてくる。金爲替の性質の

問題金爲替發行國の問題即ちこれである。しかも私見に於いて誤りなしとすれば、此等の特性も亦、その特性を示した當初より最近に亘る間に於いて、必ずしも常に一定ではあり得なかつた。此等三つの特性に於いて夫々一定の展開をとげたるもの、又現にとげつつあるものと觀察せざるを得ない。以下私は、この三つの問題を順次に取扱ひ、以つて現段階に於ける金爲替本位の特性を明確にし、その辿りつつある發展のあとを究明せんとするものである。

(イ) **金爲替比率に関する規定並にその發展**——既にのべたるがごとく、金爲替本位の特性は、金の使用制限にある。この意味よりして、發行準備に於ける金及び金爲替の關係は、茲に發行準備構成に於いて、金及び金爲替の占める割合が問題となる。蓋し、元來金爲替なるものは、金に代位するけれども、實際それが金と相等しいのは特定の場合にすぎない。何となれば、此の場合金爲替がすべて金に引換へられることは考へられないからである。此點よりして發行準備の構成要素として、金及び金爲替を比較するときは、金爲替の安定性は常に金に及ばない。此等の見地よりして、發行準備に於ける金爲替の使用は、特に慎重なることを要し、そはまた發行準備中に、金爲替を繰り入れることに特段なる經驗と規定とを必要とするに至る。此の間の事情は、各國の發行準備規定について見るとき、極めて明かにその傾向を認め得る。

先づドイツに於いては、¹⁷⁾一九二四年八月三十日の貨幣法は、ライヒス・バンクがその通貨發行高の四〇パーセントに等しい發行準備を必要とする規定に對し、更にこの發行準備は少くもドイツ

17) 日本銀行調査局：各國發券銀行及通貨關係法規、其四、獨逸の部、參照。

又は外國の金貨或は金地金によつて其の四分の三を占めることを要すとし、尙ほ金爲替は残りの四分の一に對してのみその發行準備たり得ることを認められてゐる。従つて發行高の全額についていへば、金爲替の準備總額に對して占める割合は僅かに一〇パーセントである。ライヒス・バンクに於ける兌換は平價に於ける金貨、金地金、又は金爲替たる小切手により選擇的に行はれる。これ即ちライヒス・バンクに於いては、金爲替は兌換準備たると共に、發行準備たりしことを語るものである。尤もこの規定は、一九三一年以來適用されないが。

更にベルギーについていへば、¹⁸⁾一九二六年十二月二十六日の規定は、ベルギー國立銀行の發行準備は、金又は金に兌換される外國爲替によつて保證されることを要すとし、その發行準備の割合は、少くも一覽拂要求額の四〇パーセントたるべく、そのうち金の占める割合は四分の三、金爲替の占める割合は四分の一とされ、ベルギー國立銀行はその兌換を行ふに際しては、金又は金爲替の兩者につき、選擇的にこれを行ふを得とされてゐる。これによつてもベルギー國立銀行に於いては、金爲替は兌換並に發行準備手段として使用されてゐる。

尙又ポオランドに於いては、¹⁹⁾一九二七年十一月五日の規定に基き、發行準備は次の割合によつてその四〇パーセントに達するまで準備されなければならないとされ、その準備は、金又は金地金、並に金準備の五パーセントを超えざる金額に對し、その金價値に於いて評價された銀、並に爲替による外國貨幣所有高より成立する。金並に金地金による發行準備は、最低準備の少くも四

18) 日本銀行調査局：上掲書、其十三、ベルギーの部、參照。

19) Cfr. Kisch and Elkin: Central Banks, 1932. pp. 375-377.

分の三を必要とする。ポオランド銀行の銀行券兌換は、金貨、金地金、又は金平價を以つて外國貨幣に引換へられる金爲替によつて選擇的に行はれる。

更にチェコ・スロヴァキヤに於いては、²⁰⁾一九三〇年一月二十五日の法律によつて、金及び金爲替を以つてする發行準備は、一覽拂要求額の三五パーセントに及ぶべしとし、その金及び金爲替によつて占められる割合は夫々相半ばしなければならぬとされ、國立銀行による銀行券兌換は、金又は金爲替に對し選擇的に行はれるとされる。其の金爲替の有つ意義は、ポオランド銀行のそれと共にライヒス・バンク、ベルギー國立銀行に準ずる。

かくのごとき状態に於いて、金爲替は、金と共に兌換準備特に發行準備を構成し、その構成割合は夫々一定の比率を保つものであるが、最近に於ける状態は次第にこの規定の寛大性を示してゐる。即ち發行準備内容に於いては何等種類の限定なくして、金爲替を認めるに至り、従つて金爲替の買入れに對し紙幣の發行を無制限に認めるに至つた。こは最近に於いて、金爲替内容に修正が加へられると共に、之を通じて行はれる通貨統制實施の必要に迫られるに至つた事情に基く。この事情よりして、金爲替はその發行準備に於いて占める最低限度なる規定を超えて、換言すれば無制限に、金爲替を發行準備中に繰り入れるに至つた。その意圖するところは金爲替を以つて益々金と同視するの傾向を認めると共に、その間に存する質的な相違を無視するに至つた結果に基く。此等の點は、ブルガリヤ、デンマアク、エストニヤ、ギリシヤ等の諸中央銀行が示せる規

20) 日本銀行調査局：上掲書、其十六、チェコ・スロヴァキヤの部、參照。

定によつて明かに認識されるところである。

例へばブルガリヤに於いては、²¹⁾一九二八年九月二十一日の規定は、ブルガリヤ國立銀行に對して發行準備をその一覽拂要求額の三三・三分の一パーセントとしたが、この發行準備は、金貨たと地金たると金爲替たるとを問はない。但し兌換に關しては中央銀行がその選擇性を有つてゐることは従前と同じい。²²⁾

更にデンマアクは、²³⁾一九三一年十月十四日以後金爲替本位國となれるものであるが、同國に於ける中央銀行の銀行券發行は、金及び外國爲替より成る準備により保證されることを要するが、此等兩者の割合については何等の規定がない。

またエストニヤ中央銀行の規定によれば、²⁴⁾銀行券の發行は金及び爲替によつてその二五パーセントに達するまで準備されるとなされてゐる。但し金に對する最低割合が規定されてゐない。

最後にギリシヤについていふ。²⁵⁾ギリシヤは已に早く一九一〇年より金爲替を兌換準備及び發行準備に用ひた。然るに世界經濟の不況は、一九二八年五月十四日從來の規定に修正を加へざるを得ざるに至つた。之によれば發行準備は金及び外國爲替より成り、その率は發行高及び一覽拂要求額の四〇パーセントに及ぶべしとされてゐる。但し兩者の比率の規定はない。

此等の事情を通じかくのごとく發行準備に於ける金の最低割合の規定を放棄せる國が少くないことは特に寓目すべき一の傾向である。

21) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. 200-12.

22) 此の規定は1931年10月15日以來廢止されてゐる。

23) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 254-261.

24) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 266-277.

25) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 294-307.

(口) 金爲替の性質とその傾向について——金爲替の性質について、それが發行準備として金と同視される場合は、特定の場合にすぎないことは已にのべた通りである。しかし金爲替の性質について更に注目すべきことは、金爲替が商業銀行に於ける小切手又は預金と如何なる關係にあるかといふことである。

ペトリツチは此點興味ある葡萄酒の例をあげてゐる。彼は葡萄酒はそれがポルドオ酒であるといはれるためには、五〇パーセントのポルドオ酒が含まれて居ればよいとされるといつてゐる。従つて今ポルドオ酒五〇リットルを所有するときは、さきに示せる理由により之を以つて謂はゆる新ポルドオ酒一〇〇リットルをつくることができる。更にこれによつて二〇〇リットルの新ポルドオ酒をつくるためには、この一〇〇リットルのポルドオ酒に水、其他の葡萄酒一〇〇リットルを混じて造ることがができる。此點をおしすすめてゆくと、五〇リットルのポルドオ酒を以つて新なるポルドオ酒は無制限につくることができる。彼はこの論理を更に金と信用通貨との關係に關しても適用されると謂ふ。即ち信用通貨が金に等しいとされるためには、信用通貨が三三パーセントの金準備によつて保證されればよいとされる。そしてその保證が行はれるかぎりに於いて、その金は信用通貨に對する準備となる。従つてこの預金は、金爲替として、外國に於ける信用通貨のために發行準備として用ひられ、更には又外國の有する預金通貨又は預金準備として用ひられ、それが恰も金と同一なるがごとく取扱はれる。今金爲替を以つて、かくのごとき信用通貨を示

26) Pétritz, M.: op. cit. pp. 51-52.

すものとするとき、ここに金、金爲替、信用通貨の三者が密接なる關係に立ち、信用通貨は金爲替を媒介として金の代用者となると考へる。

この意味に於いて、金爲替の種類が多數にのぼることは當然である。一般には信用通貨、預金、短期爲替手形のごときものが擧げられる。その性質は直ちに金に兌換され得るものなる點からして、その流動性が高度に要求されてゐる。金爲替として政府證券が用ひられるのも亦この流動性に基くものである。

例へばドイツに於いて、²⁷⁾ 金爲替とは銀行券、満期日十四日以内の手形、小切手、外國金融中心地拂にして外國銀行に於ける外貨拂債權をいふと規定してゐる。

ブルガリヤに於ける²⁸⁾ 金爲替が意味するものは、銀行クレデット、金本位による外國中央銀行預金、上述の國に對し發行された三ヶ月満期にして二名の署名ある爲替手形、大藏省證券、三ヶ月以内に満期となる政府證券これであるとされる。要するにブルガリヤ國立銀行の認めて以つて金爲替としてゐるものは、單に外國中央銀行に於いて有する債權のみでなく、更に信用ある二個の署名を有する爲替手形及び大藏省證券、政府證券を含むものである。

尙又フィンランドに於ける²⁹⁾ 規定は、その金爲替の内容一層廣義なものであり、外國コルレスによる債權をも金爲替と見做してゐる。この場合金本位を採用せる外國に對する金爲替所有の義務は規定されてゐない。

27) 日本銀行調査局：上掲書、其四、獨逸の部、參照。

28) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 200-211.

29) 日本銀行調査局：上掲書、其十一、フィンランドの部、參照。

ハンガリヤに於いて³⁰⁾發行準備として認められるものは、著しい價格の變動を受けない外國銀行券、歐米主要銀行地向爲替手形にして支拂能力確實なる銀行の署名を有するもの、支拂能力確實なる會社の資産等である。

ポオランドに至つては、³¹⁾金爲替として認められる條件は僅かに外國一流銀行の一覽拂、又は三十日拂資産のみである。

ギリシヤが金爲替³²⁾として認めてゐるものは外國に於けるクレデット、及び中央銀行に於ける在外資産、三ヶ月満期にして少くも二名の支拂能力あるものの署名を有する外國爲替によつて支拂はれる爲替手形、大藏省證券、及び三ヶ月満期の同種證券である。

最後にペルウ³³⁾に於ける金爲替に至つては、外國に於ける一流銀行預金のみならず、更に一流銀行の引受手形をも含んでゐる。

要するに金爲替は、その背後に於いて金に對する見透しを有ち、尙その表面に於いてすべて金に關係ありと見做される信用貨幣によるかぎり、皆等しく金爲替本位の對象となり得るものである。併し如何なる具體性を有つかといふ點に關しては、必ずしもその間に共通性はない。たゞその形式に至つては極めて多方面に亘つてゐることは事實である。

(八) 金爲替發行國の選擇とその傾向に就いて——金爲替を以つて發行準備に加へることは、上述せるごとく經驗上最近の一般的傾向である。金爲替を發行準備に繰り入れることの目的が已に

30) 日本銀行調査局：上掲書、其十五、ハンガリヤの部、參照。
 31) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 371-379.
 32) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 294-307.
 33) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 360-370.

のべたごとく資本主義制經濟組織の發展よりして必然であるとする限り、發行準備に加へらるべき金爲替が完全なる信認を有する國のものたるべきことが要求されるのは、ここに説明を加へるまでもない。併しながらこの事實は、金爲替本位採用の當初に於いてであつて、其後世界に於ける資本主義制經濟の動搖、それによつて益々金爲替により對外爲替の安定を圖り、ひいては對内貨幣價値の安定を望まんとする傾向は、今や對金爲替發行國選擇をして轉向點に立たしめてゐることを示す。この事情は一方には最近に於ける金爲替本位國の行詰りと共に、更に又他方には從來有力視された金爲替發行國が夫々周知のごとく經濟的危機に瀕し、容易に信認を拂ひ得ざるに至れる結果に基く。勿論積極的に有力なる金爲替國の活動もあるけれども。

かくて發行準備としての金爲替發行が認められる國に關する選擇は、極めて重要な實際問題を提供してゐる。

まづ金爲替をば専ら金本位國に由るもののみに限らんとする見方がある。イタリア、ポルトガル、ルウマニヤ、ブラジル、ユウゴオ・スラヴィヤ、ブルガリヤ等の國が認めた點は即ちこれである。今イタリアの例を示すと、³⁴⁾一九二八年六月二十六日の規定により、金爲替は金兌換國によるものでなければならぬとしてゐる。ブルガリヤの規定も亦、³⁵⁾金爲替は金兌換國に向けられなければならぬと規定してゐる。しかし結局、ブルガリヤの規定は、³⁶⁾金本位制度を適用してゐる外國といふ意味を規定せるものであり、ルウマニヤ、³⁷⁾ポルトガルも亦同様である。

34) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 317-325.
35) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 200-221.
36) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 387-397.
37) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 380-386.

然るにリトアニアのごときは、この金爲替選擇に關する規定は極めて寛大である。一九二二年八月三日の規定によると、³⁸⁾そは單に安定せる外國貨幣といふ規定があるのみである。ギリシヤに至つては、³⁹⁾法律上及び實際上の要求より金爲替は金兌換國のものたるべきことが要求されてゐるが、しかしまたその貨幣が金本位國の外國貨幣に一定價格を以つて引換へられる國の爲替、換言すれば金爲替を用ふる國に對する債權又は銀行券は之を準備として認めるものである。

或は又若干の國に於いては、金爲替は之を専ら特定國の爲替に限定するものがある。例へばデンマアクに於いて、⁴⁰⁾金爲替をノルウェエ、スエデン及びドイツに於ける諸銀行に向けられたものに限るとするがごときこれである。

更に又若干の國に於いては、その爲替の著しい變動を受けない歐米主要地向爲替手形を以つて金爲替と認めるものがある。例へばハンガリヤは一九二五年十一月二十一日の規定により、發行準備は外國貨幣を以つて準備とせる爲替手形にして、著しい爲替變動の影響を受けず、歐米主要銀行地に於いて支拂はれ、且つ支拂能力ある銀行の署名あるものと規定してゐる。此の意味からいへばハンガリヤ國立銀行が發行準備として採用せざるものは僅かに著しい變動を有する爲替のみであり、その變動の限定されたポンド及びドルのごときはこの點よりして金爲替として認めるものである。

最後にドイツ及びポオランドのごとき國に於いては、最近採用する金爲替の内容は一層寛大で

38) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 240-347.
 39) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 294-307.
 40) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 254-261.
 41) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 308-316.
 42) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 287-293.
 43) Cfr. Kisch and Elkin: op. cit. pp. 371-379.

あつて、何等前述のごとき規定を有つてゐない。ドイツの規定によれば金爲替は外國金融中心地向外國貨幣支拂債權であると謂はれる。

以上述べたところは、金爲替本位に於いて金爲替が兌換準備としてのみならず、更に發行準備として用ひられる點に關する特性の説明である。金爲替本位には大體に謂つてかくのごとき主たる様式の展開はあつたが、更にその派生せる様式に至つては其の數極めて多い。然るにも拘らず、私はあえてすべて此等を金爲替本位とよぶ。蓋しその特性に於いて金の使用制限に關する共通性を有つからである。

四 結 言

以上私は、金爲替本位の諸様式に基きその發展に關し概言した。寔に金爲替本位は、一九二二年のジュネヴァ會議に際し、問題として取り上げられて以來、一九三〇年に於いて其の最盛期を示し、一九三一年イギリスの金本位離脱を前後として、極めて數奇なる運命に弄ばれつつある興味ある貨幣本位である。之を數字的に見ると、金爲替準備の總額は、一九一三年末に於いては僅かに三五〇・百萬ドルにすぎなかつたものであるが、それが世界大戰を経て十五ヶ年後の一九二八年末には二、〇〇〇・百萬ドルに達した。其後漸次増加して一九三〇年末には實に三〇・〇〇〇・百萬ドルに及んで其の最頂點に達したが、其後は漸次減少の過程にある。⁴⁴⁾

44) 此間の事情については拙著：金問題研究，pp. 61-77. 參照。

45) Mlynarski, F.: La crise de l'étalon de change-or. (Revue d'économie politique, 1932. p. 264.)

金爲替本位は此等の間に於いて、世界大戰前謂はゆる純粹なる金本位が通用されてゐた時代に次第に採用され世界大戰間並に特に其後に於いて實踐的、理論的發展を遂げ、その存在の様式について亦顯著なる發展を示した。

要するに金爲替本位の様式の展開は、その本來が資本主義制經濟組織に關係するものであり、殊にその特性は、世界大戰に伴ふ金融資本主義の勃興によつて特に著しく發揮される傾向にある。屢述せるごとく、金爲替本位は、金本位を母體として生れたものであるが、それが金融資本の特性に於いて支拂資本から貸付資本の重要性と結合して信用を重視するに及び、遂にここに金を背景とせる信用貨幣の存在をば、金爲替を通じて利用せんとするの傾向を生じ、此等の事情を縫うて金の對外支拂決濟に於ける特性は、之を金爲替によつて代位せしめるの傾向起り、更に金爲替によつて國內銀行券の兌換が確保され得ることは、中央銀行に於ける發行準備としての金爲替の存在理由を示すに至り、かくて金爲替をめぐる此等の一聯の見方の連絡發展は、その採用せる金爲替の比率、性質、發行國の多様性にも拘らず、すべて一括して金爲替本位の様式に於いて考へられるに至つたものである。

金爲替本位の様式の展開は、素より金爲替本位の理論的實踐的發展と密接なる關係にある。特に世界大戰後に於ける其の様式的發展は、管理通貨、統制經濟、ブロック經濟等の考方と不可分の關係にある。私は此等の點については更に稿を改めて論及せんとするものである。